

# **L 1 津波に対する防護の考え方**

## ■ 海岸法に基づく海岸保全基本方針（H27.2.2告示）

「数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。」

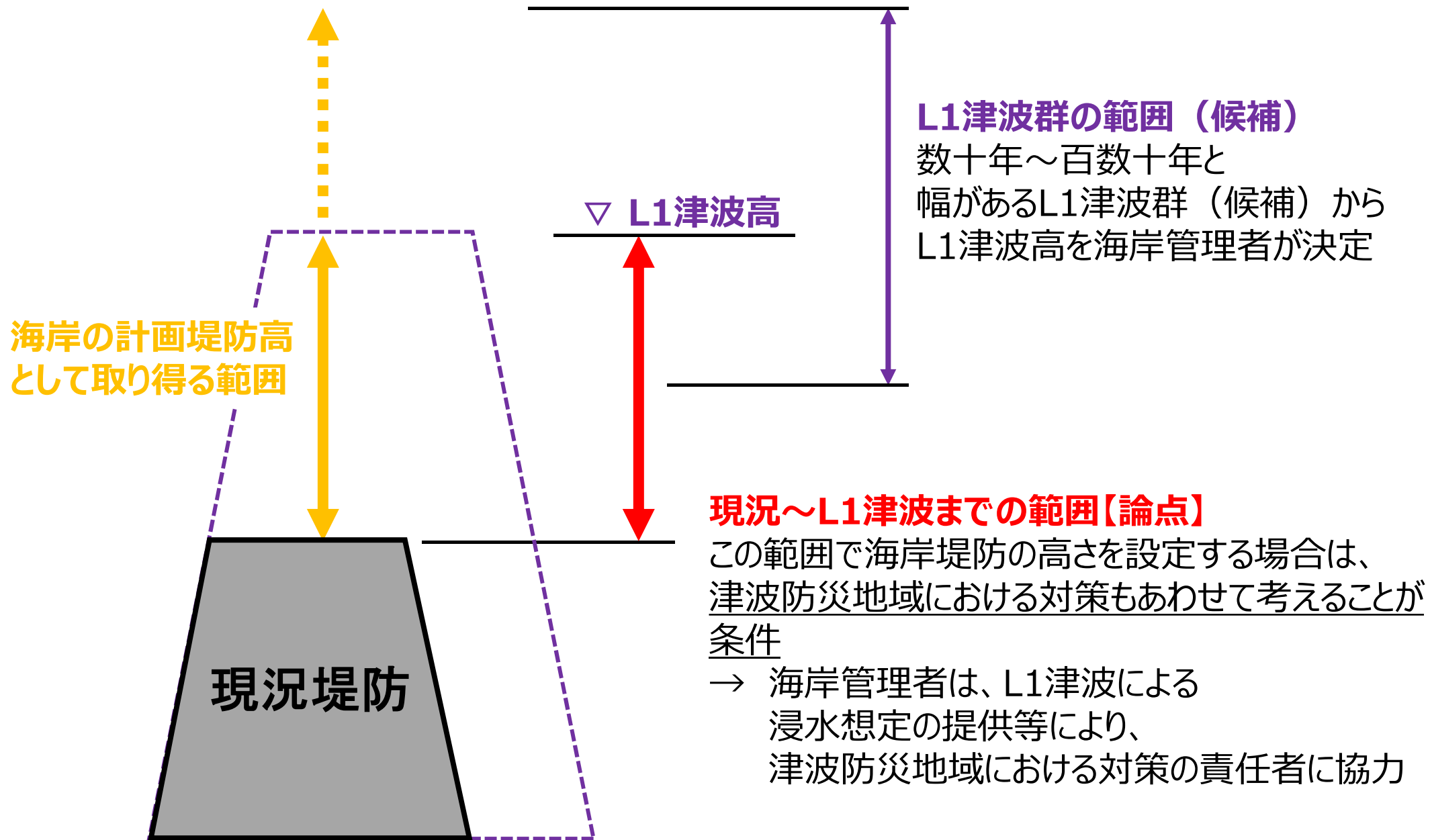
- ## ■ 海岸堤防については、設計津波（原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波を定める）の作用に対して、津波による海水の侵入を防止する機能を有するものとされている。

「海岸保全施設の技術上の基準について」の一部改正について（H27.2.2局長通知）



- ## ■ 海岸堤防がL 1 津波の高さ未満である場合、L 1 津波に対して津波防災地域※の安全度を確保するための措置を講じることが、海岸管理者に求められる

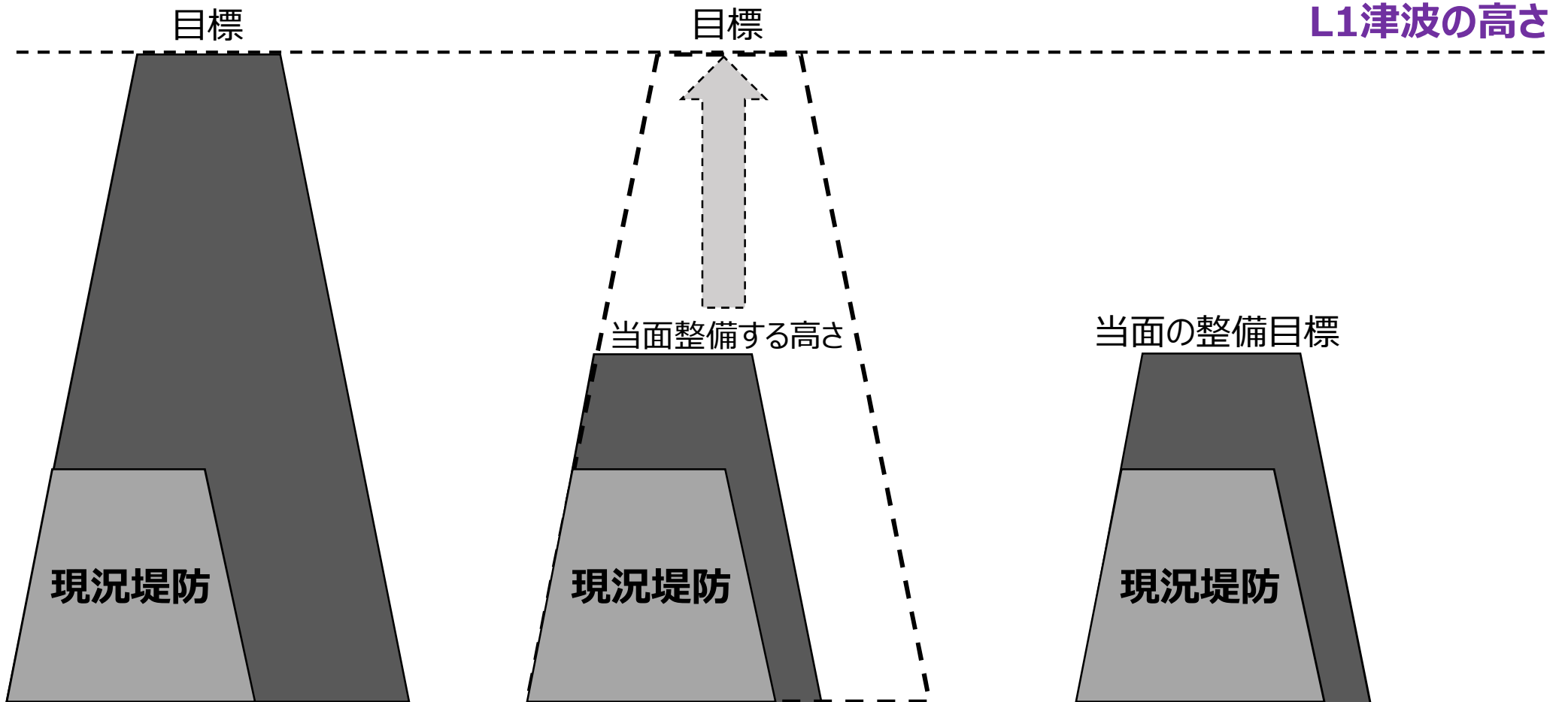
※ 津波防災地域づくりの対象となる地域



L 1 津波の高さで  
計画・整備

L 1 津波の高さで計画し、  
暫定形で整備

L 1 津波よりも低い高さを  
当面の整備目標として設定



# L 1 津波からの避難の支援につながる緊急的な海岸堤防のイメージ 5

- 海岸堤防は、津波水位が天端高を越えるまでは、浸水防止機能を発揮
- L 1 津波の水位（最大波）が第 2 波以降に来襲する地域においては第 1 波を防ぐ高さの堤防高で、L 1 津波からの避難が可能となる場合がある

